◎町民健康センター使用料 一覧表 (多度津町社会福祉施設設置条例第11条)

施設名	午前使用料	午後使用料	冷暖房料	町外使用者
クッキングルーム	3,000円	4,000円		
和室	1,500円	2,500円	使用料の30% 加算	使用料の10% 加算
多目的ホール	7,000円	8,000円		

- 1 各施設は午前と午後の使用料とします。(時間単位は設けていない)
 - (1) 午前の使用は 8:30~12:00までとする。
 - (2) 午後の使用は13:00~17:00までとする。 ※ただし前後30分程度は可とします。
- 2 冷暖房料は使用料の30%加算する。
- 3 町外の使用者は使用料の10%加算する。
- 4 準備等で前日に使用する場合の使用料は発生しない。
- 5 営利目的の場合は使用料の50%加算する。
- 6 支払方法は納付書払い(後日郵送)

【納付場所】

百十四銀行

中国銀行

香川銀行

高松信用金庫

香川県農業協同組合

四国労働金庫

多度津町 会計管理者